

## 水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第2号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、令和6年1月16日付け情個審答申第2号に係る答申の内容を公表する。

令和6年1月26日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 古 屋 等

### 答申の内容の公表

#### 1 審査会の結論

「特定個人の直近3か月間の水道使用状況」の水戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定による開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、条例第11条第2項の規定により存否応答拒否とした処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 審査請求人は、水戸市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、令和5年4月21日付けで本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、令和5年5月8日に、開示請求書のうち請求に係る行政文書の名称について、その内容を確認するため審査請求人に架電し、求める行政文書の名称が「特定個人の直近3か月間の水道使用状況」であることを確認の上、開示請求書を補正した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に係る文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号により不開示とすべき情報を開示することとなることから、令和5年5月9日付け水経第24号で本件処分を行った。
- (4) 審査請求人は、令和5年6月10日付けで、本件処分に対する審査請求書を提出した。
- (5) 実施機関は、令和5年7月7日付けで、文書により審査請求の趣旨の確認を行った。
- (6) 審査請求人は、令和5年7月15日付けで、本件審査請求は、実施機関が特定個人の水道料金に関する情報を名古屋家庭裁判所に提出しているのにもかかわらず、審査請求人には開示しないことに対するものである旨を書面により回答した。
- (7) 実施機関は、令和5年8月23日付けで弁明書を作成し、同日付けで審査請求人に送付した。
- (8) 実施機関は、令和5年10月3日付けで、本件処分について本審査会に諮問した。

#### 3 審査請求人の主張

##### (1) 趣旨

水戸市上下水道事業管理者がした令和5年5月9日付け不開示決定の処分を取り消すとの裁決を求める。

##### (2) 理由

審査請求人の主張は、審査請求書、審査請求書に添付された申し立て理由書、反論書、審査請求の趣旨の確認に対する回答書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

ア 特定個人の水道料金の支払いがされていれば、特定個人が今の住所に住んでいる証明と

なるが、水道料金の支払いがきちんとされているという証明を発行しない行為は、不法行為であり、日本国憲法第17条に違反する。

イ 特定個人には、民生委員の家庭訪問が必要であるのに、それをしないことは、日本国憲法第15条第2項に違反する。

ウ 審査請求人は、特定個人と7年以上音信不通で、水戸地方裁判所に失踪宣告の申立てをしている。

#### 4 実施機関の主張

##### (1) 審査請求の理由に対する認否

実施機関が令和5年5月9日付けで本件処分をしたことは認め、本件処分が日本国憲法第17条及び第15条第2項に違反しており、違法であることは争う。

また、令和5年7月15日付けで提出があった「上申書」の「特定個人の水道料金が、以前名古屋家庭裁判所の調査いたくで提出しているのに申出人が最近の要求しても開示しないこと」については、実施機関が、名古屋家庭裁判所からの調査嘱託の際には特定個人の水道の使用状況の回答をしているものであることから、審査請求人に対しても特定個人の水道の使用状況を開示すべきであるとの主張であると思われる。このことについて、実施機関が名古屋家庭裁判所宛てに送付した当該調査嘱託に対する回答書を、審査請求人が取得した経緯は不明であるが、当該回答は、名古屋家庭裁判所が法令に基づき行った調査に対して、実施機関が水戸市個人情報保護法施行条例（令和5年水戸市条例第2号）付則第2項の規定により廃止した水戸市個人情報保護条例（平成16年水戸市条例第44号）第8条第2項第3号の規定に基づき回答をしたものであり、条例に基づく開示請求と制度を異にするものであることから、当該調査嘱託に対する回答と本件開示請求に対する行政文書の開示を同列に付すことはできない。

審査請求書に添付された「申し立て理由書」と題する文書に記載された事項のうち「水道料金をきちんと支払いが、されているという証明を発行しない行為は、不法行為である。日本国憲法第17条に違反する。」「日本国憲法第15条第2項に違反する。」及び「7年以上音信不通の特定個人に対して水道料金の支払いの証明を発行しない行為は、違法である。」の部分について、条例の開示請求に基づく行政文書の開示は、実施機関が現に保有している行政文書の開示を行うものであり、証明書を発行する行為は情報公開と制度を異にするものである。よって、審査請求人に対し特定個人の水道料金の支払に係る証明を行わないことは不法行為となるものではなく、日本国憲法第15条第2項及び第17条に違反するものでもない。水道料金の納付に関する証明について付言すると、当該証明は当該水道料金が課されている本人のみに行うものであり、本人以外の第三者に対して行うものではないことから、審査請求人に対し特定個人の水道料金の支払に係る証明を行うことはできない。

当該申し立て理由書に記載された事項のうち、失踪宣告の申立てをしていること、民生委員の証明を求めていること等その他の部分については、本件処分に関するものではないことが明らかであることから、認否しない。

##### (2) 本件対象文書の特定について

本件開示請求の対象となる文書（以下「本件対象文書」という。）は、仮に存在するとすれ

ば、特定個人に係る給水状況の記録が該当する。

(3) 条例第7条第2号本文該当性について

ア 条例第7条第2号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別される情報及び特定の個人を識別できる情報でないものであっても、開示することにより、特定の個人の権利利益が害されるおそれのある情報については、開示しない旨を定めたものである。

イ 本件対象文書には、特定個人について、その住所、水道の使用状況等を個別具体的に記載されることになる。

そのため、本件対象文書の存否に係る情報を開示することは、実施機関が特定個人と水道供給契約を締結しているか否かを明らかにすることと同義であり、仮に本件対象文書が存在する場合には、特定個人を使用者として水道供給契約の締結がなされており、本市に居住等をしていること、本件対象文書が存在しない場合には、少なくとも特定個人を使用者とする水道供給契約の締結がなされていないことを開示する結果ともなることから、特定個人を特定した上でされた本件開示請求においては、「特定の個人が識別される情報」を開示することとなる。

また、本件開示請求においては、その文書が特定個人に係る文書であることが既に明らかになっていることから、特定個人の氏名が明らかになる部分を不開示としてその余の部分を開示するとしても、特定個人に係る情報全体を開示することと同様の結果となる。

ウ したがって、本件対象文書の存否を答えることは、条例第7条第2号に該当する不開示情報を明らかにすることとなるから、本件開示請求に対しては、条例第10条の規定により本件対象文書の存否を明らかにせず、不開示としたものである。

(4) 条例第7条第2号ただし書該当性について

ア 条例第7条第2号ただし書においては、法令等の規定などにより公にされ、又は公にすることが予定されている情報、人の生命、健康を保護するため開示することが公益上優先する情報等を例外的に開示する規定を設けている。

イ 条例第7条第2号ただし書アの「法令若しくは条例の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、法令又は条例等の規定により何人でも閲覧することができることと定められている個人に関する情報をいい、当該情報は、何人でも容易に入手できる情報であるため、不開示情報には該当しない。また、同号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するか否かについては、開示することによる利益と、不開示とすることにより保護される利益とを比較衡量して判断することとしている。

本件対象文書については、仮に存在するとしても、その記載された情報は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、かつ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報にも該当しないことから、同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

ウ したがって、本件対象文書の存否に係る情報は、条例第7条第2号ただし書に該当しない。

(5) 本件処分は、上記の理由により行った適正なものであり、公務員が全体の奉仕者である旨

を定めた日本国憲法第 15 条第 2 項に違反するものではない。また、本件処分が、審査請求人の国又は公共団体に対する損害賠償請求の権利を阻害するものではないことから、日本国憲法第 17 条に違反するものでもない。

- (6) 審査請求人が特定個人と 7 年以上音信不通で、水戸地方裁判所に失踪宣告の申立てをしている等の審査請求人のその余の主張は、本件処分に関するものではない。
- (7) 以上のとおり、本件処分に違法・不当な点はないので、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、実施機関が作成した、本件開示請求書に記載の特定個人に係る給水状況の記録が該当すると認められる。

### (2) 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別される情報及び特定の個人を識別できる情報ではないものであっても、開示することにより、特定の個人の権利利益が害されるおそれのある情報については、開示しない旨を定めたものである。

イ 本件対象文書には、実施機関が、特定個人について、その住所、水道の使用状況等を個別具体的に記載することとなると認められる。

そのため、本件対象文書の存否に係る情報を開示することは、実施機関が特定個人と水道供給契約を締結しているか否かを明らかにすることと同義であり、仮に本件対象文書が存在する場合には、特定個人を使用者として水道供給契約の締結がなされており、本市に居住等をしていること、本件対象文書が存在しない場合には、少なくとも特定個人を使用者とする水道供給契約の締結がなされていないことを開示する結果となると認められる。そのため、特定個人を特定した上でされた本件開示請求においては、「特定の個人が識別される情報」を開示することとなるという実施機関の主張は、妥当である。

### (3) 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号ただし書は、「特定の個人が識別される情報及び特定の個人を識別できる情報でないものであっても、開示することにより、特定の個人の権利利益が害されるおそれのある情報」に該当する場合であっても、不開示情報の範囲を限定するため、法令等の規定などにより公にされ、又は公にすることが予定されている情報、人の生命、健康を保護するため開示することが公益上優先する情報等を例外的に開示する旨を規定している。

イ 条例第 7 条第 2 号ただし書アの「法令若しくは条例の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、法令又は条例等の規定により何人でも閲覧することができることと定められている個人に関する情報をいい、当該情報は、何人でも容易に入手できる情報であるため、不開示情報には該当しない。また、同号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するか否かについては、開示することによる利益と、不開示とすることにより保護される利益とを比較衡量して判断することとしている。

本件対象文書については、仮に存在するとしても、その記載された情報は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、かつ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報にも該当しないことから、同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

ウ したがって、本件対象文書の存否に係る情報は、条例第7条第2号ただし書に該当しない。

(4) 存否応答拒否について

本件開示請求のように個人名を特定した開示請求においては、個人の名称が明らかになる部分を不開示としてその余の部分を開示するとしても、当該個人に係る情報全体を開示することと同様の結果となる。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、条例第7条第2号に該当する不開示情報を明らかにすることとなるため、実施機関が条例第10条の規定により本件対象文書の存否を明らかにせず、不開示としたことは、妥当である。

(5) 実施機関が特定個人の水道料金を名古屋家庭裁判所の調査嘱託において回答したことについて

審査請求人は、審査請求の理由の1つに、実施機関が特定個人の水道料金を名古屋家庭裁判所の調査嘱託において回答しているにもかかわらず、審査請求人からの本件開示請求に対し、本件処分を行ったことを挙げている。

実施機関が名古屋家庭裁判所宛てに送付した調査嘱託に対する回答書については、名古屋家庭裁判所が法令に基づき行った調査に対して、実施機関が当該回答書の作成時において効力を有していた水戸市個人情報保護条例第8条第2項第3号の規定に基づき回答したものであり、条例に基づく開示請求と制度を異にするものであることから、当該調査嘱託に対する回答と本件開示請求に対する行政文書の開示を同列に付すことはできないとする実施機関の主張は、妥当である。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 本件処分が日本国憲法第15条第2項及び第17条に違反するものであるとの主張について  
本件処分は、上記の理由により行われた適正なものであり、公務員が全体の奉仕者である旨を定めた日本国憲法第15条第2項に違反するものではない。また、本件処分が、審査請求人の損害賠償請求の権利を阻害するものではないことから、日本国憲法第17条に違反するものでもない。

イ 審査請求人は特定個人について失踪宣告の申立てをしている等との主張について

審査請求人は、特定個人と7年以上音信不通で、水戸地方裁判所に失踪宣告の申立てをしている等の主張をしているが、これらの主張は、本審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) 結論

以上のとおり、本審査会は、本件審査請求に理由があると認められないことから、本件処分は妥当であると判断する。